

## 8 . すべての協議の終了

第 11 回協議会（平成 15 年 12 月 22 日）での協議をもって協定項目の協議が終了し、平成 16 年 1 月 26 日に合併協定調印式を行った。

議会議員の定数及び任期の取扱いの中で継続協議となった選挙区の問題については、第 12 回協議会（平成 16 年 3 月 7 日）でも引き続き協議されたが、選挙区問題だけでの結論を見出せなかったことから、伊賀県民局長が在任特例の再協議を提案し、賛成多数で再協議が承認され、第 12 回協議会で採決したところ、会議規則にある 3 分の 2 の必要数を充たしたため、平成 17 年 3 月 31 日まで議員の在任特例が適用されることになった。

なお、これを受けて、第 13 回協議会（平成 16 年 3 月 9 日）において合併協定書の一部を変更する協定書に 6 市町村長が調印を行った。

第 14 回協議会（平成 16 年 5 月 19 日）からは新市に向けての協議に入り、新市の組織や町名・字名、伊賀市自治基本条例の検討、市章の決定などを協議し、第 16 回協議会（平成 16 年 10 月 19 日）をもってすべての協議が終了した。